

農薬販売者のみなさまへ

(農薬販売に関する手引き)

農薬の販売を始めるには、農薬取締法により販売開始の日までに農薬販売届を新潟県に提出しなければなりません。

また、届出内容に変更を生じた場合や販売を廃止した場合も届出が必要です。

*この手引きや申請用紙(PDF形式・Word形式)は、下記からもダウンロードできます。

新潟県病虫害防除所(<http://www.pref.niigata.lg.jp/bojo/>)

平成29年5月

新潟県病虫害防除所

目 次

I 農薬販売の届出について	P 1
II 届出の種類	
1 新たに販売を開始する場合(開始届)	P 1
2 届出内容に変更があった場合(変更届)	P 2
3 販売所を増設した場合(開始届)	P 2
4 農薬販売をやめた場合(廃止届)	P 3
III 農薬販売に当たっての留意事項	P 4

関係様式(記入例つき)・農薬販売業務自主点検表

○開始届様式	P 7
○変更届様式	P 9
○農薬販売届添付資料(開始届・変更届)	P11
○廃止届様式	P13
○帳簿の参考様式	P15
○農薬販売業務自主点検表	P17

I 農薬販売の届出について

- 1 新潟県内で新たに農薬販売を開始しようとする者（無償の譲渡を含む）は、販売所ごとに新潟県に届け出なければなりません。また、特定農薬に指定されたもの（農薬取締法第二条第一項に基づく特定農薬）を農薬として販売する場合も届出が必要です。販売所を増設した場合も新規の届出に準じます。
- 2 届出内容に変更（廃止も含む）が生じた場合についても届出が必要です。
- 3 これらの届出を怠ると罰則が科される場合がありますので注意してください。
- 4 届出された場合（廃止届は除く）は、その販売所ごとに「農薬販売届受理通知書」を発行します。受理通知書は届出を行ったことを証明する重要な書類ですので、販売所（店舗）の見やすい場所に掲示して紛失、汚損等することのないように大切に保管してください。

II 届出の種類（各販売所ごとに届出を行う）

1 新たに販売を開始する場合（開始届）	届出期限：販売を開始する日まで（開始の日を含む）
<p>(1) 届出事項</p> <ol style="list-style-type: none">①住所、氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）②販売所の所在地、名称 <p>(2) 届出書類（①～③は販売所ごとに各1部）</p> <ol style="list-style-type: none">①農薬販売届（開始）②農薬販売届添付資料（開始届）③添付書類（写しでも可） （法人）登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項証明書、又は現在事項証明書） （個人）住民票④その他<ul style="list-style-type: none">・返信用封筒（定形外封筒）1通 角形2号（240×332）の封筒に切手を貼付し、返信先を明記したもの・連絡先（担当者の所属部署、氏名、電話番号等）を付記したメモ 1部 送付状、名刺など、任意様式で作成してください	

（留意事項）

- ※1 複数の販売所の届出書類を一括して提出する場合は、登記事項証明書（法人の場合）又は住民票（個人の場合）は1部のみ添付することも可とします。
- ※2 貼付する切手の額面は届出する販売所が1か所の場合は140円ですが、複数の販売所を同時に届け出る場合は新潟県病害虫防除所に問い合わせてください。

《関連事項》

毒物劇物の農薬を取扱うときには、毒物及び劇物取締法に基づく手続きが必要です。具体的な手続きについては、最寄りの地域振興局福祉保健（環境）部（又は新潟市保健所）へお問い合わせください。

2 届出内容に変更があった場合（変更届）	届出期限：変更が生じた日から2週間以内
<p>(1) 届出内容の変更に当たるもの</p> <p>①住所、氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）の変更</p> <p>②販売所の所在地、名称の変更</p> <p>(2) 届出書類（①～④は販売所ごとに各1部）</p> <p>①農薬販売届（変更）</p> <p>②農薬販売届添付資料（変更届）</p> <p>③以前交付した農薬販売届受理通知書（原本）</p> <p>④添付書類（写しでも可）</p> <p>（法人）登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項証明書、又は現在事項証明書）</p> <p>（個人）住民票</p> <p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返信用封筒（定形外封筒）1通 角形2号（240×332）の封筒に切手を貼付し、返信先を明記したもの ・連絡先（担当者の所属部署、氏名、電話番号等）を記したメモ 1部 送付状、名刺など、任意様式で作成してください 	

(留意事項)

- ※1 複数の販売所の届出書類を一括して提出する場合は、登記事項証明書(法人の場合)又は住民票(個人の場合)は各販売所ごとでなく、1部のみ添付することも可とします。
- ※2 貼付する切手の額面は届出する販売所が1か所の場合は140円ですが、複数の販売所を同時に届け出る場合は新潟県病害虫防除所に問い合わせてください。
- ※3 農薬販売届受理通知書を紛失し、返却できない場合は、新潟県病害虫防除所へ連絡し、その指示に従ってください。

3 販売所を増設した場合（開始届）	届出期限：増設の日から2週間以内
<p>(1) 届出事項</p> <p>①住所、氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>②販売所の所在地、名称</p> <p>(2) 届出書類（①～③は販売所ごとに各1部）</p> <p>①農薬販売届（開始）</p> <p>②農薬販売届添付資料（開始届）</p> <p>③添付書類（写しでも可）</p> <p>（法人）登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項証明書、又は現在事項証明書）</p> <p>（個人）住民票</p> <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返信用封筒（定形外封筒）1通 角形2号（240×332）の封筒に切手を貼付し、返信先を明記したもの ・連絡先（担当者の所属部署、氏名、電話番号等）を記したメモ 1部 送付状、名刺など、任意様式で作成してください 	

(留意事項)

- 「1 新たに販売を開始する場合（開始届）」の留意事項に同じ。

4 農薬販売をやめた場合（廃止届） （販売所の廃止又は販売所での販売中止）	届出期限：廃止した日から2週間以内
届出書類（①～②は販売所ごとに各1部） ①農薬販売廃止届 ②以前交付した農薬販売届受理通知書（原本） ③その他 ・連絡先（担当者の所属部署、氏名、電話番号等）を記したメモ 1部 送付状、名刺など、任意様式で作成してください	

（留意事項）

- ※1 農薬販売廃止届の場合は、受理通知書は発行いたしません。届出をされた時に手続きは終了となります。
- ※2 農薬販売届受理通知書を紛失し、返却できない場合は、新潟県病害虫防除所へ連絡し、その指示に従ってください。

5 届出先

新潟県病害虫防除所（新潟県農業総合研究所内）

〒940-0826 新潟県長岡市長倉町857

T E L 0258-35-0867

F A X 0258-35-7445

6 届出方法

届出は郵送又は持参で提出してください。F A Xによる届出はできません。

7 その他

届出書類の記載方法や必要な添付書類、その他ご不明な点等の照会については、新潟県病害虫防除所（本所）のほか、佐渡駐在所又は下越駐在所でも受け付けておりますので、お問い合わせください。

○新潟県病害虫防除所 佐渡駐在所（佐渡地域振興局農林水産振興部内）

〒952-1211 新潟県佐渡市中興684

T E L 0259-63-3185

F A X 0259-63-4386

○新潟県病害虫防除所 下越駐在所（新潟県園芸研究センター内）

〒957-0111 新潟県北蒲原郡聖籠町大字真野177

T E L ・ F A X 0254-27-5518

Ⅲ 農薬販売に当たっての留意事項

1 販売できる農薬には制限があります（無登録農薬等の販売禁止）。

販売者は、特定農薬（特定防除資材）ともいう）を除き、農薬取締法（以下、「法」という）に基づく登録を受け、容器又は包装に法で定められた表示（登録番号「農林水産省登録第〇〇〇号」や使用方法など）のある農薬でなければ、販売できません。

また、安全性などに問題があり、販売禁止農薬として指定された農薬を販売することはできません。

なお、販売者がこれに違反した場合は、3年以下の懲役若しくは100万円（法人の場合は1億円）以下の罰金に処せられる場合があります。

販売禁止農薬一覧 27種類（成分）H29.4.1現在、以下の成分を含む農薬は販売禁止です。

リンデン、DDT、エンドリン、ディルドリン、アルドリン、クロルデン、ヘプタクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、パラチオン、メチルパラチオン、TEPP、水銀剤、ヒ酸鉛、2,4,5-T、CNP、PCP、PCNB、ダイホルタン、プリクトラン、ケルセン、ペンタクロロベンゼン、 α -ヘキサクロロシクロヘキサン、 β -ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ベンゾエピン

2 帳簿（農薬受払簿）の備え付けと記帳が義務づけられています。

販売者は、販売所（事業所）ごとに帳簿（POS等電磁的記録も帳簿とみなされます）を備え付け、これに毒物・劇物農薬に限らず全ての農薬について、種類別（品名、規格別）に譲受数量、譲渡数量を真実かつ完全に記載し、日々の在庫数量を明らかにしなければなりません。なお、帳簿の目的は数量管理にあることから、無償譲渡、店舗使用（自家使用）、店舗間の転送・転受数量等も記載する必要があります。また、この帳簿は少なくとも3年間保存しなければなりません（毒物・劇物に該当する農薬は5年間保存）。

なお、農薬にも肥料にも該当するもの（農薬登録のある石灰窒素等）や特定農薬（食酢など）を販売する場合にも、帳簿に記載が必要ですので注意してください。

販売者が帳簿を備え付けず、又は、真実かつ完全に記入しなかった場合は、6か月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

※毒物・劇物農薬の販売や取り扱いについては、「毒物及び劇物取締法」に基づきますので、最寄りの地域振興局健康福祉（環境）部（または新潟市保健所）にお問い合わせください。

3 水質汚濁性農薬の販売には注意が必要です。

水産動植物への被害や公共用水の水質汚濁が起こる恐れの高いものは、水質汚濁性農薬として指定されています。

現在流通しているものは、シマジン剤（商品名：シマジン）だけですが、これを販売する場合には、譲渡先（住所・氏名）別数量を帳簿に記載しなければなりません。

また、購入者には養魚池や河川、湖沼等の近くで絶対に使用しないことや飛散に注意すること等、農薬ラベルをよく読んで適切に使用するよう助言をお願いします。

4 有効期限切れ農薬は販売（無償譲渡含む）しないよう努めてください。

農林水産省・環境省令第5号により、農薬使用者は最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めることとされています。最終有効年月を過ぎた農薬は、その品質の変成などによって効果が十分に得られなかったり、農作物や人畜に対して思わぬ被害を与える恐れがありますので、販売者は期限切れ農薬の販売は行わないよう努め、誤販売防止のため、区分管理し、仕入先への返品あるいは廃棄物処理業者に処理を委託するなど、適切に処分してください。

5 虚偽の宣伝等は禁止されています。

販売者が農薬の有効成分の含有量や効果に関して虚偽の説明や宣伝をしたり、農薬登録の無い殺虫剤や殺菌剤、除草剤等について農薬登録があると誤認させるような説明や宣伝をすることは禁止されています。

販売者が虚偽の宣伝等の禁止に違反した場合は、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

6 他の商品との分離区分、適切な保管管理に努めてください。

- (1) 万一の農薬の飛散・流出等による事故防止のため、農薬は食品（ペット用の餌を含む）の近くに陳列・保管しないようにしてください。
- (2) 農薬でない商品が農薬と誤認されて農耕地や農作物に使用されることがないように、陳列棚を分ける（離す）、明示をする等、他の商品と明確に区分陳列・保管してください。
ハエ、カ、ゴキブリ等の衛生害虫用やアリ、ハチ、ムカデ等の不快害虫用の薬剤は農薬ではありません。これらの薬剤と農薬を混同陳列した販売は避けてください。
除草剤やナメクジ駆除剤は、多くは農薬ですが、農薬登録のないもの（農薬でない除草剤、不快害虫用薬剤等）も流通していますので注意してください。
- (3) 農薬の保管場所は、盗難を防止するため、施錠できる施設で適切に保管してください。また、毒物及び劇物取締法、消防法等によって保管管理の方法が定められている農薬は、それぞれの法規に基づき、区分して保管してください。

7 農薬でない除草剤の販売には注意が必要です。

法に基づく登録を受けていない非農耕地専用と称する除草剤（農薬でない除草剤）は、農耕地に誤用、流用される恐れがあることから、法において、

- ① 農薬として使用することができない旨の表示をしなければならないこと
（その容器又は包装に、その旨の表示がある場合はこの限りではない）
- ② 販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、「農薬として使用することができない」旨の表示をしなければならないことが義務づけられています。

農薬でない除草剤について、農作物等の栽培・管理のために使用することを前提とした販売や登録を受けている農薬と誤認させるような宣伝をした場合は、販売者は法により罰せられる場合がありますので、注意してください。

また、購入者に対して、農作物の管理に使用できない旨の説明をしてください。

8 立入検査が実施されます。

法第13条に基づき、販売者に対し、国や県の農薬取締職員は、営業所等必要な場所に立ち入り、その業務や帳簿、書類、その他の必要なものを検査できるとともに、その業務に関する報告を求められることができるとされています。

立入検査では、届出事項、帳簿類、農薬の保管管理状況等を確認します。また、農薬取締職員は、農薬取締職員の証を携帯し、立入検査に際して販売者から要求があったときは、これを示すこととしています。

また、この立入検査は無通告（抜き打ち）で行われる場合もあります。そのため、立入検査時に販売所の責任者が不在である場合も生じますが、帳簿類（農薬受払簿、毒劇物農薬の販売がある場合は譲受書等）の所在を明確にしておくとともに、農薬の保管場所（倉庫等）への立入りに当たっては従業員と一緒に立ち会っていただく等の対応をお願いします。

なお、販売者が農薬取締職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

9 農薬購入者に対し、適切な指導・助言をお願いします。

農薬の販売時には、単に農薬の受け渡しを行うだけでなく、販売に際して農薬購入者に対して、農薬の取扱いなどについて適切な助言をすることが望まれます。農薬によっては魚類に強い影響があるものなど使用に際し特に注意が必要なものもあります。こうした事項は、農薬の容器や包装に記載（農薬ラベル）されていることから、購入者には記載事項の遵守や農薬の飛散注意、鍵のかかる場所での保管などの助言をしていただきますようお願いします。

また、農薬には適用農作物、使用量（又は希釈倍数）、使用時期等が定められていますが、この登録内容は変更が生じる場合があります。このため、取扱農薬の最新の登録内容を随時把握・確認して、農薬購入者等に対し、農薬使用基準の遵守等について適切な指導・助言をお願いします。

なお、最新の農薬登録内容については、(独)農林水産消費安全技術センターのホームページ（<http://www.acis.famic.go.jp/>）などで入手することができます。

10 農薬管理指導士を設置するようお願いします。

新潟県では販売者等の皆様を対象として、農薬の販売や使用等に関する資質の向上を図るため、農薬に関する研修を実施し、一定水準以上の知識を有する方々を農薬管理指導士として認定しています。

農薬を販売される皆様方におかれましては、是非受講し認定者を設置していただきますようお願いいたします。

※ 農薬管理指導士は一定水準以上の農薬の知識を持つ者を都道府県が認定しているものであり、法的な権限や義務を付与するものではありません。

農 薬 販 売 届 (開 始)

平成 年 月 日

新潟県病虫害防除所長 様

住 所

氏 名

(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)

印

農薬取締法第8条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所（事業所）の所在地及び名称

・所在地

・名称

(開始届記入例)

農 薬 販 売 届 (開 始)

平成29年 7月 1日

届出日を記入

新潟県病虫害防除所長 様

住 所 ○○市○○町○○

氏 名 ○○株式会社
代表取締役 ×× ××

(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)



農薬取締法第8条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所（事業所）の所在地及び名称

・所在地 □□市○○町△△

・名称 ○○株式会社 □□支店

(日本工業規格A4)

注 次の書類を添付して下さい。

①別紙 農薬販売届添付資料 1部

②法人の場合：登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項証明書、
又は現在事項証明書）1部（写しでも可）

個人の場合：住民票 1部（写しでも可）

③返信用封筒（角形2号の封筒に返信先を明記し、所定の切手を貼ったもの）1通

農 薬 販 売 届 (変 更)

平成 年 月 日

新潟県病虫害防除所長 様

住 所

氏 名

(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)

印

農薬取締法第8条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

- 1 届出者の住所及び氏名（名称）の変更 有 ・ 無
【変更前】
- ・ 住所
 - ・ 氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）
- 【変更後又は現在】
- ・ 住所
 - ・ 氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）
- 2 販売所（事業所）の所在地及び名称の変更 有 ・ 無
【変更前】
- ・ 所在地
 - ・ 名称
- 【変更後又は現在】
- ・ 所在地
 - ・ 名称

(変更届記入例)

農 薬 販 売 届 (変 更)

平成29年 7月 1日

届出日を記入

新潟県病虫害防除所長 様

住 所 ○○市○○町○○

氏 名 ○○株式会社

代表取締役 ×× ××

(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)



農薬取締法第8条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

いずれかを○で囲む

- 1 届出者の住所及び氏名（名称）の変更 有 ・ 無

【変更前】

- ・住所 ○○市△△町○○
- ・氏名 (法人の場合はその名称及び代表者の氏名) ○○株式会社
代表取締役 △△ △△

【変更後又は現在】

- ・住所 ○○市○○町○○
- ・氏名 (法人の場合はその名称及び代表者の氏名) ○○株式会社
代表取締役 ×× ××

いずれかを○で囲む

- 2 販売所（事業所）の所在地及び名称の変更 有 ・ 無

【変更前】

- ・所在地 △△市××町××
- ・名称 ○○株式会社 △△支店

【変更後又は現在】

- ・所在地 □□市○○町△△
- ・名称 ○○株式会社 □□支店

(日本工業規格 A4)

注 1) 変更事項について、変更前（旧）と変更後（新）を対比して記載してください。

2) 次の書類を添付して下さい。

- ① 別紙 農薬販売届添付資料 1部
- ② 以前に交付した「農薬販売届受理通知書」
- ③ 変更内容が証明できる書類（写しでも可）
○法人の場合：登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項証明書、又は
現在事項証明書） 1部

○個人の場合：住民票 1部

- ④ 返信用封筒（角形2号の封筒に返信先を明記し、所定の切手を貼ったもの） 1通

別紙

農薬販売届添付資料（開始届・変更届）

平成 年 月 日

項 目	内 容
届出者住所	〒
届出者氏名（名称） （法人は代表者名も） 電話番号/FAX番号	届出者氏名（名称） 電話番号 FAX
販売所（事業所）所在地	〒
販売所（事業所）名称 電話番号/FAX番号	販売所（事業所）名称 電話番号 FAX
農薬販売開始(変更) 年月日	開始 平成 年 月 日 変更 平成 年 月 日
主な営業区域	
毒物・劇物農薬の取扱い	有 ・ 無
毒物劇物取扱責任者氏名	
業種内容	農協、農薬卸商、薬局薬店、農薬小売商、種苗商、 生花店、肥料商、米穀商、ホームセンター、農機具商、 その他（ ）
取扱い農薬の主な仕入先	
取扱い農薬数	10種以下 10～50種 50～100種 100種以上
主な販売先	農家 ・ 一般の人 ・ その他（ ）
販売所所在地の略図又は所在地がわかる住宅地図等 （住宅地図等を添付する場合は、A4版として下さい。）	

(添付資料記入例)

いずれかを○で囲む

別紙

農薬販売届添付資料 (開始届・**変更届**)

届出日を記入→ 平成 29年 7月 1日

項目	内容
届出者住所	〒***-**** ○○市○○町○○
届出者氏名(名称) (法人は代表者氏名も) 電話番号/FAX番号	届出者氏名(名称) ○○株式会社 (代表取締役 ×× ××) 電話番号0258-35-**** FAX0258-35-****
販売所(事業所)所在地	〒***-**** □□市○○町△△
販売所(事業所)名称 電話番号/FAX番号	販売所(事業所)名称 ○○株式会社 □□支店 電話番号0258-**-**** FAX0258-**-****
農薬販売開始(変更) 年月日	開始 平成 一 年 一 月 一 日 変更 平成 29年 6月 20日 開始届の場合は、開始欄に販売開始予定日(販売所を増設した場合は増設した日)を記載する。変更届の場合は、変更欄に届出内容に変更が生じた日を記載する。
主な営業区域	□□市及びその周辺市町村 ←主たる営業区域を記載
毒物・劇物農薬の取扱い	有 ・ 無 ←いずれかを○で囲む
毒物劇物取扱責任者氏名	○○ ○○ ←毒物・劇物農薬の取扱い「無」の場合は記載不要
業種内容	農協、農薬卸商、薬局薬店、 農薬小売商 、種苗商、 生花店、肥料商、米穀商、ホームセンター、農機具商、 その他() 複数の業種に該当する場合は、主要業種一つを選択し○で囲む。 上記のいずれにも該当しない場合は、その他に具体的な業種内容を記載する(例:燃料店、スーパーなど)。
取扱い農薬の主な仕入先	株式会社 ×××商会
取扱い農薬数	10種以下 10～50種 50～100種 100種以上 取扱う農薬の種類数(おおよその種類数)について、該当する箇所一つを○で囲む。
主な販売先	農家 ・ 一般の人 ・ その他()

販売所所在地の略図又は所在地がわかる住宅地図等
(住宅地図等を添付する場合は、A4版として下さい。)

※添付資料は、販売所ごとに作成してください。

※地図は必ず記入または添付してください(近隣に目印となる建物や公園等がある場合は、記載してください)。

農薬販売廃止届

平成 年 月 日

新潟県病害虫防除所長 様

住 所

氏 名

(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)

印

農薬取締法第8条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 農薬販売を廃止した販売所（事業所）の所在地及び名称

・所在地

・名称

2 農薬販売を廃止した年月日

平成 年 月 日

3 廃止した理由

(廃止届記入例)

農薬販売廃止届

平成29年 7月 1日
届出日を記入

新潟県病虫害防除所長 様

住 所 ○○市△△町○○

氏 名 ○○株式会社
代表取締役 ×× ××
(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)



農薬取締法第8条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 農薬販売を廃止した販売所（事業所）の所在地及び名称

・所在地 □□市○○町△△

・名称 ○○株式会社 □□支店

2 農薬販売を廃止した年月日

平成 29年 6月 20日

3 廃止した理由

(例) 販売所を閉鎖したため

(例) □□支店での農薬の取扱いを行わないこととしたため

※農薬販売の開始届時、又は変更届時に当所が交付した「農薬販売届受理通知書」を必ず添付、返却してください。

【記載例】

(帳簿の参考様式)

※帳簿（受払簿）は、最低3年間保存する。（毒物及び劇物農薬は5年間）

※農薬ごと、規格ごとに記帳。
 ・スミチオン粉剤と乳剤は別葉。
 ・スミチオン乳剤でも100ccと500ccでは別葉に記載。

農薬名: スミチオン乳剤

規格: 100cc(ml)

年月日	摘要	譲受(仕入)数量	譲渡(販売)数量	在庫数量
平成29年1月1日	前期より繰り越し			10
平成29年3月3日	〇〇〇より仕入れ	10		20
平成29年5月5日	売上		5	15
平成29年5月6日	店内使用(園芸商品に使用)		3	12
平成29年6月6日	〇〇支店に転送		2	10
平成29年11月10日	有効期限切れ処分		2	8
※毒物及び劇物農薬は、譲渡先の記録が必要。 ※数量管理のため、販売所での使用(自家使用)や、無償譲渡したものについても記載する。				

【記載例】

(帳簿の参考様式)

農薬名: シマジン

規格: 100g

年月日	摘要	譲受(仕入)数量	譲渡(販売)数量	在庫数量
平成29年1月1日	前期より繰り越し			2
平成29年3月3日	〇〇〇商会より仕入れ	10		12
平成29年5月5日	売上(新潟太郎 長岡市△△町〇〇)		8	4
平成29年5月6日	売上(長岡次郎 長岡市□□町▽▽)		3	1
平成29年6月6日	〇〇〇商会より仕入れ	5		6
※水質汚濁性農薬「シマジン」は、譲渡先別の譲渡数量を記載する必要がある。(押印の必要はない) ※毒物及び劇物の譲渡書を活用してもよい。				

毒物及び劇物農薬の販売に係る帳簿記載や譲受書の様式等については、最寄りの地域振興局健康福祉(環境)部(または新潟市保健所)にお問い合わせください。

農薬販売業務自主点検表

- 1 この農薬販売業務自主点検表は、農薬取締法の観点から販売者自らが農薬販売業務を適切に行っているか確認できるように作成しました。この点検表により定期的に確認を行い、販売業務に活用してください。
なお、毒物・劇物に該当する農薬を扱われる販売所にあつては、農薬取締法の他、毒物及び劇物取締法等関係法令により規制されておりますので、ご注意ください。
- 2 点検時期については任意ですが、法人で代表者が変更されることが多い年度初め頃、農薬の取扱量の多い時期及び10月頃（農薬の最終有効年月が10月に設定されている場合が多い）などを重点に点検を行いましょ。

※点検した項目(□印)にチェックを入れる。

点検年月日： 年 月 日

点検項目		内 容	対 応
届 出	1 販売者の届出	<input type="checkbox"/> 届出事項(届出者住所、氏名(法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名)又は販売所の所在地、名称)に変更(販売所の廃止等、農薬販売を廃止した場合を含む)を生じた日から2週間以内に届出を行いましたか。	期限内に新潟県病害虫防除所(以下、防除所という)に届出(変更届又は廃止届)を行う。
		<input type="checkbox"/> 販売所を増設(新たに販売所を開設、又は既存店舗で新たに農薬の販売を開始)した日から2週間以内に届出を行いましたか。	期限内に防除所に開始届出を行う。
	2 「農薬販売届受理通知書」の保管	<input type="checkbox"/> 届出のある販売所ごとに防除所が発行した「農薬販売届受理通知書」は店頭に掲示する等、適切に保管されていますか。	紛失、破損・汚損等の場合は、防除所に連絡し、農薬販売届受理通知書の再交付を受ける。
販 売 所	1 無登録農薬の販売	<input type="checkbox"/> 登録農薬及び特定農薬(特定防除資材)以外の農薬を販売していませんか。また、倉庫等に無登録農薬はありませんか。	防除所に連絡する。
	2 販売禁止農薬の販売	<input type="checkbox"/> 販売が禁止されている農薬を販売していませんか。また、倉庫等に販売禁止農薬はありませんか。	
	3 虚偽宣伝等の禁止(販売所が行う宣伝)	<input type="checkbox"/> チラシやPOP等で、農薬の有効成分や効果に関して購入者に誤解を与えるような表示や説明をしていませんか。 <input type="checkbox"/> 農薬でない除草剤や衛生・不快害虫用薬剤、農薬登録のない石灰窒素(肥料用)等を農薬と誤認させるような表示や説明を行っていませんか。	適切な表示や説明を行う。
	4 食料品との分離	<input type="checkbox"/> 食品(ペット用の餌を含む)に隣接して農薬を陳列していませんか。	破袋等による農薬の飛散や流失等による事故に備え、農薬は食品の近くには置かない。
	5 農薬と他の商品との分離	<input type="checkbox"/> 農薬でない商品(衛生・不快害虫用薬剤等)が農薬と誤認されて農耕地や農作物に使用されることがないように、明確に区分されていますか。	陳列場所を離す、棚を分ける、表示をする等、明確に区分する。
	6 有効期限切れ農薬	<input type="checkbox"/> 有効期限の切れた農薬を陳列・販売(無償譲渡を含む)していませんか。	陳列棚から撤去、区分保管し、販売しないよう努める。また、仕入先への返品等、適切に処分する。
帳 簿	帳簿の備え付けと記帳	<input type="checkbox"/> 販売所ごとに帳簿(POS等電磁的記録を含む)を備え付け、これに農薬の種類(品名・規格)別に譲受数量及び譲渡数量を記載していますか。また、店舗(自家)使用、店舗間の転送、転受があった場合、これらについても記載していますか。	帳簿を備え、農薬の種類(品名・規格)別に記載する。
		<input type="checkbox"/> 水質汚濁性農薬に指定されている農薬(シマジン剤)の取扱いがある場合、譲受数量及び譲渡先(住所・氏名)別譲渡数量を記載していますか。	譲渡先(住所・氏名)別に譲渡数量を記載する。
		<input type="checkbox"/> 農薬にも肥料にも該当するもの(農薬登録のある石灰窒素等のいわゆる農薬肥料)や特定農薬(食酢など)の取扱いがある場合、これらについても帳簿に記載していますか。 <input type="checkbox"/> おまけ品付きの農薬(5Lボトルにおまけ品500mlボトルを付けたセット商品等)の取扱いがある場合、おまけ品も帳簿に記載していますか。	取扱いがある場合は、これらも帳簿に記載する。 おまけ品付き商品の場合は、おまけ品も帳簿に記載する。
		<input type="checkbox"/> 帳簿は日別(譲受又は譲渡等の事実のあった日ごと)記載になっていますか。	仕入れ、販売等があった日ごとに記載する。
		<input type="checkbox"/> 棚卸等で実在庫数と帳簿上の在庫数が一致しているか定期的に確認していますか。	帳簿在庫数と実在庫数との整合性を定期的に確認する。
		<input type="checkbox"/> 帳簿は定められた期間(3年間、毒劇物に該当する農薬については5年間)保管していますか(POS等電磁的記録を含む)。	誤廃棄防止のため専用帳簿とし、法定期間保存する。
保 管	1 盗難防止	<input type="checkbox"/> 農薬の保管場所(倉庫等)では施錠等、盗難を防止するための措置がとられていますか(毒劇物に該当しない農薬を含む)。	施錠する。
	2 他の商品との区分保管	<input type="checkbox"/> 他の商品(食品、衛生害虫、不快害虫用薬剤、農薬でない除草剤等)と区分して保管していますか。	陳列・保管場所を分ける、商品コンテナに混在させない、食品(ペットの餌を含む)の近くには置かない。
	3 品質保持	<input type="checkbox"/> 直射日光が当たらない安定した場所で保管していますか。	直射日光の当たらない冷涼で乾燥した場所で保管する。
農薬でない除草剤の取扱いがある場合		<input type="checkbox"/> 公衆の見やすい場所(陳列場所)に、「農薬として使用することができない」旨の表示をしていますか。	表示を行う。
		<input type="checkbox"/> 農薬登録のある除草剤とは明確に区分・陳列していますか。	陳列場所を離す、棚を分ける等、明確に区分し陳列する。
		<input type="checkbox"/> 「登録農薬と同じ有効成分を含む」、「登録農薬と同じ効果」など、農薬と誤認されるようなPOP表示や説明をしていませんか。	誤認される恐れのある表示や説明はしない。
		<input type="checkbox"/> 販売する時に農薬として使用できない(農耕地に使用できない)旨を説明していますか。	説明するよう努める。

《照会先》

○新潟県病害虫防除所（新潟県農業総合研究所内）

〒940-0826 新潟県長岡市長倉町857

T E L 0258-35-0867

F A X 0258-35-7445

○新潟県病害虫防除所 佐渡駐在所（佐渡地域振興局農林水産振興部内）

〒952-1211 新潟県佐渡市中興684

T E L 0259-63-3185

F A X 0259-63-4386

○新潟県病害虫防除所 下越駐在所（新潟県園芸研究センター内）

〒957-0111 新潟県北蒲原郡聖籠町大字真野177

T E L ・ F A X 0254-27-5518